

令和元年度 森林及び林業の動向 (第1部 森林及び林業の動向)

主要記述事項（案）



森林・林業・木材産業とSDGsの関わりを示すため、
特に関連の深い目標のアイコンを付けています。
(関連する目標全てを付けている訳ではありません。)

トピックス 1

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 における木材利用



- 同大会の主要施設に全国から調達された多くの木材を使用
- 木材の調達基準は、森林認証材等の持続可能性に配慮したもの
- 2019年11月に完成の新国立競技場では、屋根構造や、47都道府県から調達した木材を軒庇にシンボル的に配置するなど約2,000m³の木材を利用するほか、選手村ビレッジプラザ、有明体操競技場等においても木材を利用



新国立競技場外観
(H27年度森林・林業白書より)

トピックス 2

各地で非住宅・中高層建築物の木造化・木質化の動き



- 都市部も含めて経済界や自治体等をはじめとした様々な団体が各種会議・イベント等が開催するなど、木材利用に対する気運の高まり
- 2019年2月に、鉄骨造と木造を組み合わせた10階建ての高層建築物も誕生するなど、全国各地で中高層木造建築物の建設・計画の動き



「日本初となる中高層木造/ハイブリッド建築を実現する技術の実証」(三菱地所(株)ほか)



ウッドデザイン賞2019最優秀賞(農林水産大臣賞)施設の内観
(H30年度森林・林業白書より)

トピックス 3

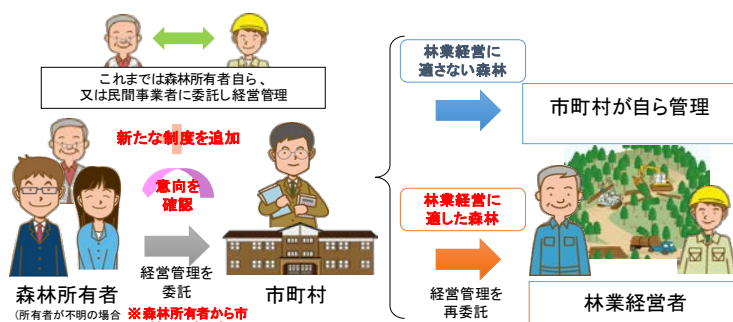
森林経営管理制度のスタート及び国有林野管理経営法の改正



森林経営管理制度

- 2019年4月、森林経営管理法が施行され、適切な経営管理が行われていない森林について、市町村や意欲と能力のある林業経営者に経営管理の集積・集約化を行う森林経営管理制度がスタート
- 森林環境譲与税の譲与が2019年9月から開始

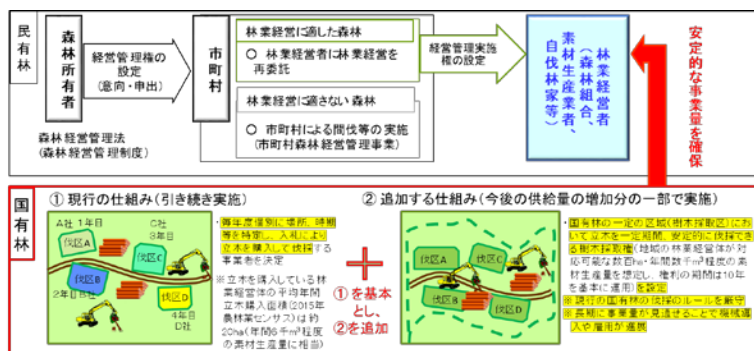
森林経営管理制度のスキーム



国有林野管理経営法の改正

- 意欲と能力のある林業経営者の育成を図るため、2019年6月5日、「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律」が成立（2020年4月施行）
- 国有林の一定区域において、木材需要者と連携する事業者が、一定期間、安定的に樹木を採取できる「樹木採取権」を創設

森林経営管理制度の円滑な実施を支援していくための 国有林の取組



トピックス 4

スマート林業を始めとした「林業イノベーション」の 推進

- 林業の成長産業化に向けて、造林から収穫までの長期にわたるサイクルの中で、情報の高度利用や生産性・安全性・収益性の向上などの課題に対処することが必要
- 近年発展が目覚ましいICT等を活用したスマート林業の推進や機械の自動化等の新技術を活用した「林業イノベーション」を推進

林業イノベーションの例

・ICTを活用したスマート林業



航空レーザ計測



境界線管理

デジタル情報やICTにより、資源管理や生産管理の効率化を目指す

・機械の自動化



伐採・運搬作業の自動化



木材生産や造林作業の自動化等により、生産性、安全性の向上を目指す

トピックス 5

台風第15号、第19号による森林被害や山地災害への 対応

- 2019年9月、台風第15号により、千葉県をはじめ伊豆諸島や関東地方で倒木による森林被害等が発生、林野関係被害額は6県で約31億円（2019年11月15日現在）
- 2019年10月、台風第19号に伴う豪雨等により、宮城県をはじめ各地で山崩れや林道の崩壊などが多発、林野関係被害額は25都県で約728億円（2019年11月15日現在）
- 林野庁では、被害状況の把握等のため、職員の派遣による技術的支援や学識経験者による緊急調査等を実施

台風第15号による被災状況



千葉県山武市



千葉県富津市

台風第19号による被災状況



宮城県丸森町



静岡県富士市

- 持続可能な開発目標（SDGs）への関心が高まる中、様々な取組が拡大し、SDGsを本業に取り込む企業も増加
- 森林・林業の分野においても、これまで関わりのなかった企業・個人が、林業・木材産業関係者との協働や森林空間を活用した新たなビジネス・活動に取り組む動き
- さらに取組を広げていくため、森林に関わる様々な取組を紹介。また、林業・木材産業を中心に様々な企業や個人が森林に関わることでSDGsに貢献できることを説明

1. 持続可能な開発目標（SDGs）に高まる関心

（1）持続可能な開発目標（SDGs）とは

- 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）は、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（2030アジェンダ）に含まれるもので、持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成
- 前身のミレニアム開発目標（MDGs）とは異なり、途上国だけでなく先進国を含むすべての国が対象となっており、また、政府や国際機関だけでなく、市民社会、民間セクターなどすべての人々の参画を重要視
- 気候変動問題などが経済にも負の影響を及ぼすという危機感などにより、ESG（環境、社会、ガバナンス）投資が増加。その指標としてもSDGsが注目されており、多くの企業で取組が進展

（2）森林とSDGsとの関係

- 森林については、目標15に「持続可能な森林の経営」と掲げられている他、SDGsの様々な目標に関連
- 適切に整備・保全された森林は、山地災害の防止、地球温暖化防止等の多面的機能を発揮する
- 我が国は国土の約3分の2が森林に覆われた世界有数の森林大国であり、戦後、植林された森林の多くが50年生以上となり利用期を迎えている状況
- この充実した森林資源やSDGsへの関心等を背景に、林業・木材産業以外からも森林に関わる企業・団体が増加
- その内容も森林の整備に加え、林業との協業や木材利用、森林空間利用へと拡大
- この木材利用や森林空間利用も森林の整備・保全にも繋がるもの



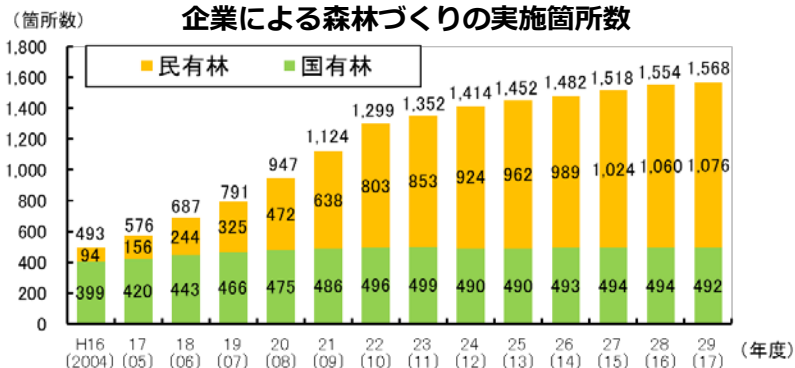
2. 多様化する森林との関わり

(1) 森林の整備に関わる取組

(ア) 企業による森林づくり活動



- 林業・木材産業以外の様々な企業がCSR（企業の社会的責任）活動の一環等として森林づくりに携わるようになっており、2017年度の実施箇所数は約1,600カ所と10年で倍増
- 企業イメージの向上というだけでなく、飲料水メーカーが資源となる水を守るため、自社・営業所が存在する地域へ貢献するためなど、企業の本業とも絡めた様々な目的
- 森林整備を行うだけでなく、木製家具やノベルティグッズを作成するなど、地域に還元する取組も



(イ) 異分野の企業と林業との協働



- 労働力不足などを背景に、林業・木材産業以外の異分野の企業と林業との協業が進展
- 建機メーカーも施業の効率化や安全性確保などを目指し、林業機械を開発
- 測量、IT関連などの企業は、レーザー計測等による森林資源情報の把握に協力



(2) 森林資源の利用に関わる取組

- 木材は省エネや化石燃料の代替等により気候変動対策にも繋がるなど、持続可能な材料として森林資源利用の取組の裾野も広がりつつある

(ア) 建築における木材利用



- これまで戸建て住宅や低層集合住宅は木造率が高かったが、マンション、商業施設や福祉施設等において木造化や内装木質化の動き
- 木材利用の利点として、他材料に比べて加工時のエネルギー消費が少ないこと等に加え、建築日数が短くなる場合もある
- ぬくもりのある快適なオフィス空間による働き易さの向上にも期待



(イ) プラスチック・金属などの代替材料

- プラスチック代替製品として、木製・紙製ストローなどの新製品が注目
- 木材の主成分を原料とする新たなバイオマス材料（セルロースナノファイバーや改質リグニン）の開発が進展、特徴を活かし製品化に向けた取組が進展
- これらの新材料は、プラスチック代替に加え、高強度でかつ軽量のため、自動車内外装部品に使用することで燃費向上に繋がるなど様々な可能性



バイオマス材料を利用した試作品



セルロースナノファイバーを利用した木製品用の塗料
木の美しさを活かした
塗装製品への展開



ボンネットなどに
改質リグニンを利用

(ウ) 木質バイオマスエネルギー



- 再生可能エネルギーの1つとして、木材チップや木質ペレット等を利用した木質バイオマス発電もFIT制度を契機として拡大。地域の雇用創出にも貢献
- 木質バイオマスを燃料とするボイラーやストーブによる熱利用も拡大。小規模な施設でもエネルギー変換効率が良いボイラー等が流通し、公共施設や一般家庭、木材関連工場の他、食品、化学工場等でも導入。CO₂排出量削減、化石燃料からの転換によるランニングコスト低減等に効果



(エ) きのこと・ジビエ・漆等

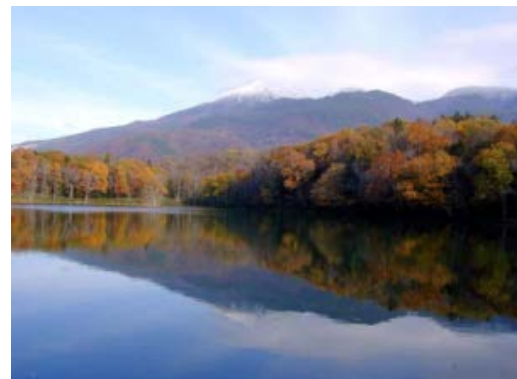


- 山菜、きのこ、たけのこ等が山の恵みとして食されてきたが、近年はジビエ（シカやイノシシ等の野生鳥獣の肉）を利用する取組も増え、利用量が拡大
- 近年の文化財等の修復需要の増加に伴い、漆の需要が増加。産地では人材育成や企業と連携したウルシ林づくりの取組が進展



(3) 森林空間の利用に関わる取組

- 登山など森林空間を利活用した活動は以前から行われてきたが、近年は教育、健康、観光等の多様な分野と連携し、森林空間の利活用を行う「森林サービス産業」が注目
- 交流人口や定住人口の増加を通じて山村社会・経済に好影響・持続性をもたらすことが期待されている



(ア) 教育



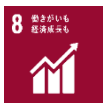
- 乳幼児期の子どもに自然体験の機会を提供する「森のようちえん」等の自然保育を行う活動が拡大。自然環境を活かした保育・教育に魅力を感じる家庭も多く、様々な企業もこれらの活動を支援
- 小学生に対しても「総合的な学習の時間」等を利用して、環境教育を行う取組が拡大

<事例> 森のようちえん「まるたんぼう」(鳥取県)

- 「まるたんぼう」は2009年に鳥取県智頭町に母親・父親達が立ち上げた、森のようちえん
- 町内の14カ所の森林をフィールドとし、こどもの自主性を尊重し、見守る保育を徹底して実施
- 移住者等の希望が多く、2園目も開園
- 鳥取県では森のようちえんの認証制度を独自に制定



(イ) 健康



- 各地域で取り組む高齢者の疾病予防・健康づくりに森林空間を活用する動きが出ている
- さらに企業や医療保険者が、森林を研修や保養で使い、従業員の意欲向上、チームワーク強化や健康増進に役立てる取組も拡大
- 人生百年時代を迎える中、様々なライフステージにおいて森林空間を活用することで、健康寿命の延伸と医療費や介護費の削減に繋がる可能性



(ウ) 観光・レジャー



- 登山・ハイキングなどで自然を楽しむ人も多いが、さらに森林内でのアスレチック、ツリーハウスの設置等で観光やレジャーに活用する試みが拡大
- 地域内の関係者が協力し、林業体験や森林散策等の森林関係も含めたプログラムを組み、外国人を含めた観光客を誘致する取組も



3. 森林に関わる企業の動向

- 企業へのアンケート調査等を元に、森林に関わる企業の動向や、どのようにしたら取り組む企業が増えるかを分析する予定

企業へのアンケート調査の概要

【実施時期】 2019年11月20日～12月18日

【実施方法】 webアンケート（JAPIC、経済同友会、日商、経団連、フォレストサポーターズ等を通じ告知）

【対象者】 森林や地域創生等に関心がある企業（業種、規模問わず）

【目的】 森林・林業・木材利用に関わる企業の取組の広がり、考え等を知る

【回答項目（例）】 ・SDGsに関する関心の度合い

- ・森林・林業・木材利用に関わる活動内容、活動開始時期、目的、効果
- ・取組を広げるために必要だと考えるもの

※ 企業全体の考えを統計的に推計したものではなく、アンケートに応じた企業の回答を集計したもの

4. SDGsと森林に関わる関係者の役割

（1）林業・木材産業の役割

- 林業・木材産業には、今後も森林の多面的機能を発揮し、持続的な資源である木材を供給するため、「伐って、使って、植える」というサイクルを回すことが求められている
- 全産業で労働者も減少している中、SDGsの観点で事業を見直すことが経営の持続性にも繋がっていく

（ア）再造林の推進



- 近年の主伐面積は推計値で7～8万haで推移する一方、人工造林の面積は2017年度で3.0万haに留まっている
- この要因の一つとして、現在の山元立木価格では伐採後の造林・育林コストを賄えず、森林所有者が再造林の意欲を失っていることが挙げられる
- その解決のため、川中・川下とも連携した伐採に伴う山元への利益還元と、施業の低コスト化が重要
- 低コスト化には施業の集約化が重要。森林経営管理制度を活用した意欲と能力のある林業経営者への集約化も推進。

(イ) 環境への配慮



- コンプライアンスや環境意識の高まりから、これまで以上に持続可能な材料の使用が求められている状況
- 間伐や再造林等の適切な森林整備にあたっては、希少野生動物への配慮、溪畔林の保全など様々な環境面への配慮も必要
- 環境面も含めた森林経営の取組をアピールするには森林認証等の活用も有効



(ウ) 林業従事者の安全確保



- 林業における労働災害の発生率は全産業の中でも最も高い
- 安全性を高めることは継続的な林業従事者の確保に不可欠
- 伐木作業中の事故が多く、安全の確保に向けて、社内外での各種の研修、安全指導が重要
- 安全の面からも高性能林業機械の普及は重要



(エ) 女性参画



- 林業の女性従事者については、かつて植付け等の育林作業に多くのものが従事していたが、2015年には2,750人と、男性に比べて大きく減少
- 一方で、機械化の進展など直接的な力を必要としない現場が増えてきたこと等を背景に、伐木・造材・集材従事者においては増加
- 全産業で労働力が不足していく中、女性も働きやすい環境を作っていくことが重要



(2) 地方公共団体の役割



- 我が国の人口は2008年をピークに減少局面に入っており、特に森林・林業地帯である中山間地域では急激に過疎化が進行
- 地域活性化のため、身近な森林の活用により若手人材や移住者を呼び込んでいる事例が存在。企業も経済活動も含め、地域への貢献を意識した活動も多い
- 地域での受け皿づくりが重要であり、地方公共団体が果たす役割は大きい

(3) 日本政府の役割

- 国は、本章で書かれたような取組を引き続き支援していくことが重要
- 日本政府は2017年12月に具体的な取組の方向性を示したSDGsアクションプランを決定（2018年12月改定）。林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮のための取組を始め、森林・林業・木材産業に関わる様々な対応を記載
- 林野庁ではアクションプラン等も踏まえ、森林整備を促進するとともに、民間の様々な取組を支援する施策を実行



5. まとめ

- 林業・木材産業を中心に、企業や個人が森林整備や森林・木材利用に取り組むことで、地域活性化やSDGsの目標貢献に繋がる
- 日本政府や地方公共団体はこの活動が進みやすいよう環境整備するなど、官民一体となり取り組むことが重要

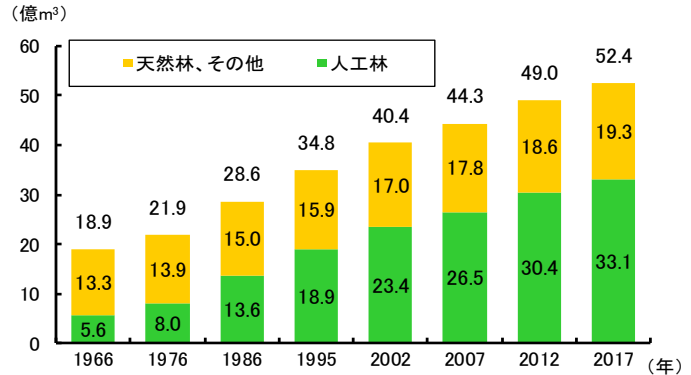
1. 森林の適正な整備・保全の推進



(1) 我が国の森林の状況と多面的機能

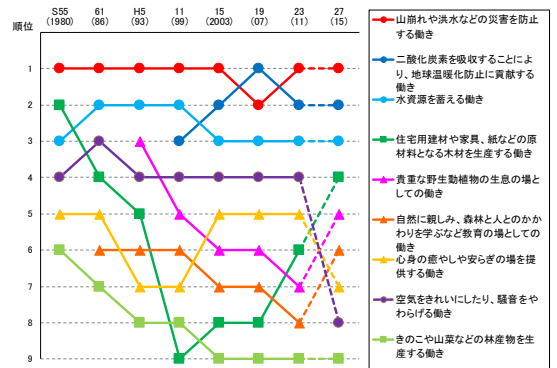
- 森林は、国土保全、水源^{かん}涵養、地球温暖化防止等の多面的機能を通じて、国民生活・国民経済に貢献
- 森林面積は国土面積の3分の2
このうち約4割を占める人工林は、半数が50年生を超え、本格的な利用期に
- 森林蓄積は人工林を中心に年々増加し、2017年3月末時点で約52億 m^3
- 国民が森林に期待する役割は、「山崩れや洪水などの災害を防止する働き」、「二酸化炭素を吸収する働き」の割合が高い

我が国の森林蓄積の推移



注：1966年は1966年度、1976～2017年は各年3月31日現在の数値。
資料：林野庁「森林資源の現況」

森林に期待する役割の変遷



資料：資料：総理府「森林・林業に関する世論調査」（昭和55(1980)年）、「みどりと木に関する世論調査」（昭和61(1986)年）、「森林とみどりに関する世論調査」（平成5(1993)年）、「森林と生活に関する世論調査」（平成11(1999)年）、内閣府「森林と生活に関する世論調査」（平成15(2003)年、平成19(2007)年及び平成23(2011)年）、農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」（平成27(2015)年10月）を基に林野庁で作成。

(2) 森林の適正な整備・保全の

ための森林計画制度

- 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林・林業基本計画等を策定
- 2018年10月には、2019年度を始期とする全国森林計画を策定
- 2019年5月には、新たに策定された全国森林計画に基づき、上記期間における間伐等の森林整備や山地災害の復旧・予防等の目標・成果指標を定めた森林整備保全事業計画を策定

森林整備保全事業計画の事業目標と成果指標

(1) 安全で安心な暮らしを支える国土の形成への寄与

- 成果指標
- ① 国土を守り水を育む豊かな森林の整備及び保全
 - ② 山崩れ等の復旧と予防
 - ③ 飛砂害、風害、潮害等の防備

(2) 生物多様性保全等のニーズに応える多様な森林への誘導

- 成果指標
- ④ 複層林化の推進
 - ⑤ 育成単層林の階級構成の偏りの改善

(3) 持続的な森林経営の推進

- 成果指標
- ⑥ 森林資源の循環利用の促進
 - ⑦ 森林資源の再造成の推進

(4) 山村地域の活力創造への寄与

- 成果指標
- ⑧ 森林資源を活用した地域づくりの推進

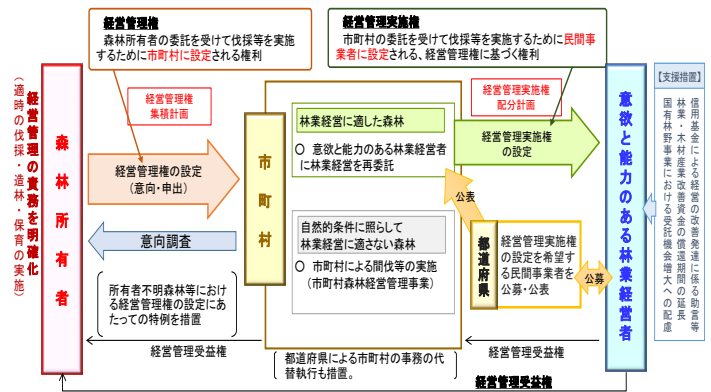
資料：林野庁作成

(3) 森林経営管理制度及び森林環境税

森林経営管理制度

- 2019年4月に森林経営管理法が施行され、「森林経営管理制度」がスタート
- 同法では森林の経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、適切な経営管理が行われていない森林について、市町村や意欲と能力のある林業経営者に経営管理の集積・集約化を図る

森林経営管理制度の概要



資料：林野庁作成

- 市町村では、経営管理権集積計画の作成に向け、森林所有者への意向調査が始動
- 実施体制が十分ではない市町村も多く、国は地域林政アドバイザーの活用推進や市町村職員向けの実務研修の実施、市町村への指導・助言を行う技術者養成等により市町村の体制整備を支援
 - 都道府県でも、森林環境譲与税も活用しつつ、地域の実情に応じた市町村の支援を実施
- 各都道府県で、再委託を希望する民間事業者の公募・公表を実施（令和元年11月1日時点で38都道府県で公募済み）

森林環境税・森林環境譲与税

- 平成31年度税制改正を経て、2019年3月に法律が成立し、国民が等しく負担を分かちあい我が国の森林を支える仕組みとして、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設
 - 「森林環境税」は2024年から課税、「森林環境譲与税」については、「森林経営管理制度」の導入に合わせて2019年度から譲与開始
- 森林環境譲与税は、2019年4月からスタートした森林経営管理制度において、新たに市町村が担うこととなる森林の公的な管理を始めとする森林整備のほか、人材育成・担い手の確保、都市部における木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充当
- 都市部の森林環境譲与税を地方の森林整備に活用するなど、都市部と地方が連携する事例もみられる

<事例>

都市部と地方が連携した取組事例（愛知県豊明市×長野県上松町）

- 愛知県豊明市では森林環境譲与税を活用し、木曽川上下流域として交流を続けている長野県上松町の木工製品を市内の新生児に贈る取組を開始。
- 上松町の森林整備や木材利用を促進するとともに、幼児期から木に触れる機会を創出。



新生児に送られる上松町の木工製品



(4) 研究・技術開発と普及の推進

- 国、都道府県、研究機関等が連携して、森林の多面的機能の発揮、林業の発展、林産物の供給及び利用の確保、造林の低コスト化等に向けた研究・技術開発を実施
- 研究・技術開発の成果等は、林業普及指導員を通じて地域に普及

2. 森林整備の動向



(1) 森林整備の推進状況

- 森林の多面的機能の発揮を図りつつ、資源を持続的に利用していくためには、主伐後の再造林や間伐等の着実な実施が必要
- 森林所有者等による再造林、間伐、路網整備等に対して、「森林整備事業」により支援
- 我が国における2017年度の山行苗木の生産量は、約6千万本
再造林を推進するため、苗木の安定供給が一層重要
- スギの花粉症対策苗木の生産拡大等によるスギ花粉症発生源対策を推進

(2) 社会全体で支える森林づくり

- 2019年6月2日に愛知県で天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ「第70回全国植樹祭」を開催
- NPOや企業等の多様な主体が森林(もり)づくり活動を実施
森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を高める「森林環境教育」を推進
- 森林整備等の推進を目的とした「緑の募金」、森林関連分野のクレジット化の取組等、森林整備等のコストを社会で負担する取組の実施状況を記載予定

森林整備の実施状況（2017年度）

（単位：万ha）

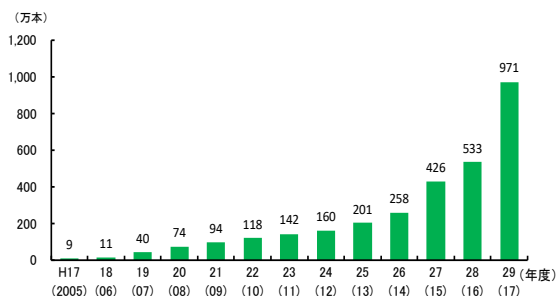
	作業種	民有林	国有林	計
更新	人工造林	2.2	0.8	3.0
	うち樹下植栽	0.3	0.3	0.6
保育等の森林施業		40	16	55
	うち間伐	30	11	41

注1：間伐実績は、森林吸収源対策の実績として把握した数値。

注2：計の不一致は四捨五入による。

資料：林野庁整備課、業務課調べ。

スギの花粉症対策苗木の生産量の推移



資料：林野庁整備課調べ。



天皇、皇后両陛下のお手植えの様子
（第70回全国植樹祭）



3. 森林保全の動向

(1) 保安林等の管理及び保全

- 公益的機能の発揮が特に要請される森林を「保安林」に指定し、伐採、転用等を規制するほか、保安林以外の森林が転用される場合も「林地開発許可制度」で適正な利用を確保

(2) 治山対策の展開

- 近年、短時間強雨の発生頻度が増加傾向にあることから、山地災害による被害の未然防止・軽減に向けて、山地災害危険地区の的確な把握、流木対策の強化、荒廃森林の整備等の総合的な治山対策を推進
- 山地災害が発生した場合には、被災した地方公共団体への職員派遣による技術的支援や災害復旧事業等を実施
台風第15号による千葉県森林被害等については、9月に学識経験者による緊急調査を実施

山地災害の発生状況（2019年度）

区 分	被害箇所数	被害額(百万円)
豪雨災害	217	4,870
地すべり災害	7	660
梅雨前線豪雨災害	108	1,680
台風第15号災害	64	2,244
台風第19号等災害	1,296	40,507
その他災害	195	9,577
合計	1,887	59,537

注1：台風第19号等災害には台風第21号による災害を含む。
 2：その他災害は、融雪、雪崩、風浪、落石等によるもの。
 3：計の不一致は四捨五入による。
 資料：林野庁治山課調べ。

- 近年の山地災害の復旧状況として、平成30年7月豪雨災害については、59地区で工事が完了し、198地区で災害復旧事業等を実施中
平成30年北海道胆振東部地震による被害については、54地区において災害復旧事業等を実施中（2019年10月31日現在）
- 平成30年度補正予算から「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、治山施設の設置、森林造成や間伐等の緊急対策を実施中



平成30年7月豪雨の災害復旧状況（愛媛県）



平成30年北海道胆振東部地震の災害復旧状況（北海道）

(3) 森林における生物多様性の保全

- 「生物多様性国家戦略2012-2020」（2012年）を踏まえ、適切な間伐等や多様な森林づくり、原生的な森林生態系の保護・管理等を推進
- 世界遺産、ユネスコエコパーク等においても森林の厳格な保護・管理等を推進
また、2019年2月に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」を自然遺産として世界遺産一覧表へ記載するための推薦書をユネスコへ再提出

(4) 森林被害対策の推進

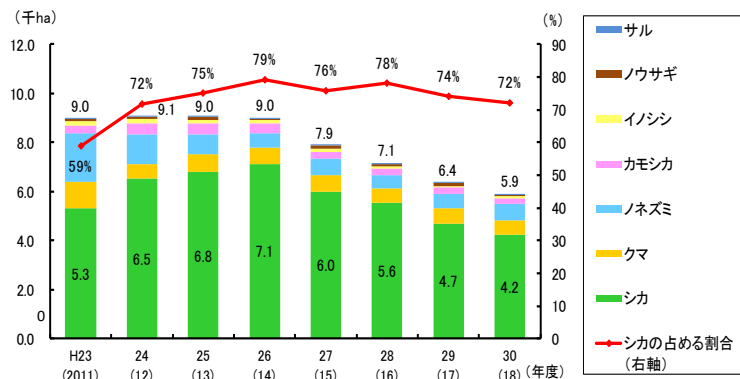
野生鳥獣被害の動向及び対策

- 近年、野生鳥獣による森林被害面積は減少傾向にあるも、依然として深刻
2018年度には約5,900haの森林で被害が発生、約7割がシカによる被害
- 防護柵の設置等による被害の防除、捕獲による個体群管理等を総合的に推進

その他の森林被害の動向及び対策

- 松くい虫被害は減少傾向も、最大の森林病害虫被害
抵抗性マツの苗木生産、薬剤等による「予防対策」や、被害木くん蒸等の「駆除対策」等の取組を実施
- 2019年度9月の記録的な暴風を伴った台風15号により千葉県で風倒木被害が発生、地域の生活に大きな影響が生じたことから、学識経験者による現地調査を実施
- 火災、気象災及び噴火災により森林に発生した損害を填補する森林保険制度を国立研究開発法人森林研究・整備機構が実施

主要な野生鳥獣による森林被害面積の推移



野生鳥獣被害対策の例



防護柵による侵入防止



囲い罠による捕獲

4. 国際的な取組の推進

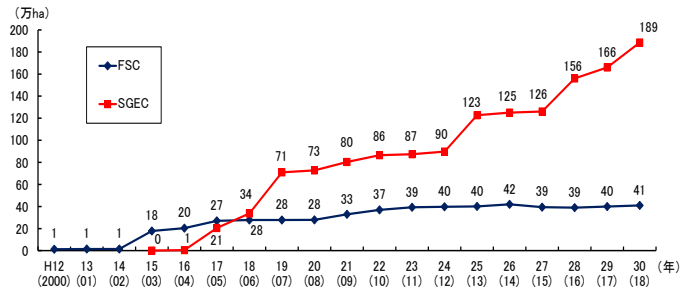
(1) 持続可能な森林経営の推進

- 2015年の世界の森林面積は40億ha（陸地面積の約31%）で、南米等の熱帯林では減少が進む一方、アジア等では増加しており、全体として森林面積の減少は減速傾向
- 我が国が事務局を務める「モンテリオール・プロセス」の会合を熊本で開催（2019年10月、熊本）し、持続可能な森林経営の推進状況を科学的・客観的に評価するための基準・指標について議論
- 国際的な枠組みでの違法伐採対策として、APECの「違法伐採及び関連する貿易専門家グループ（EGILAT）」に参加し、情報共有や意見交換、関係者の能力開発等の取組を協力して実施



- 森林認証は国際的なFSC認証とPEFC認証、我が国独自のSGEC認証（2016年にPEFC認証と相互承認）等が存在
我が国の森林の1割程度で取得
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における木材調達も、森林認証取得への後押しに

我が国におけるFSC及びSGECの認証面積の推移



資料：FSC及びSGEC/PEFC-Jホームページより林野庁企画課作成。

(2) 地球温暖化対策と森林

- 地球温暖化は最も重要な環境問題の一つであり、世界の平均気温上昇に伴う負の影響が懸念
- 「気候変動枠組条約」の下、先進国、開発途上国を問わず全ての締約国が参加する法的枠組みである「パリ協定」が2016年に発効
- 「地球温暖化対策計画」（2016年5月）に掲げる温室効果ガス削減目標の達成に向け、間伐等の森林整備の実施や地域材の利用等の森林吸収源対策を着実に実施する必要
- 2018年12月開催のCOP24において、パリ協定の下でも京都議定書第2約束期間と同様の森林吸収量の計上ルールを採択
- 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（2019年6月）において、2050年に向けた長期的なビジョンとして森林吸収源対策の推進等を位置付け
- 開発途上国の森林減少及び劣化に由来する排出の削減等（REDD+）の取組や、「気候変動適応計画」（2018年11月）等に基づく適応策を推進

パリ協定の概要

パリ協定とは

- 開発途上国を含む全ての国が参加する2020年以降の国際的な温暖化対策の法的枠組み。
- 2015年のCOP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）で採択され、2016年11月に発効。

協定の内容

- 世界全体の平均気温上昇を工業化以前と比較して2℃より十分下方に抑制及び1.5℃までに抑える努力を継続。
- 各国は削減目標を提出し、対策を実施。
(削減目標には森林等の吸収源による吸収量を計上することができる)
- 削減目標は5年ごとに提出・更新。
- 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を達成。
- 開発途上国への資金支援について、先進国は義務、開発途上国は自主的に提供することを奨励。

森林関連の内容(協定5条)

- 森林等の吸収源及び貯蔵庫を保全し、強化する行動を実施。
- 開発途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+）の実施及び支援を奨励。

資料：林野庁森林利用課作成。

(3) 生物多様性に関する国際的な議論

- 2018年10月末現在、我が国を含む194か国、欧州連合（EU）及びパレスチナが「生物多様性条約」を締結、我が国は遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する「名古屋議定書」の98か国目の締約国
2018年11月にはエジプトでCOP14を開催

(4) 我が国の国際協力

- 技術協力や資金協力等の二国間協力、国際機関を通じた多国間協力等により、持続可能な森林経営の推進等に貢献
- 「日印森林・林業協力に関する覚書に基づく第一回作業部会評価会議」（2019年5月、日本）等を開催し、協力を推進

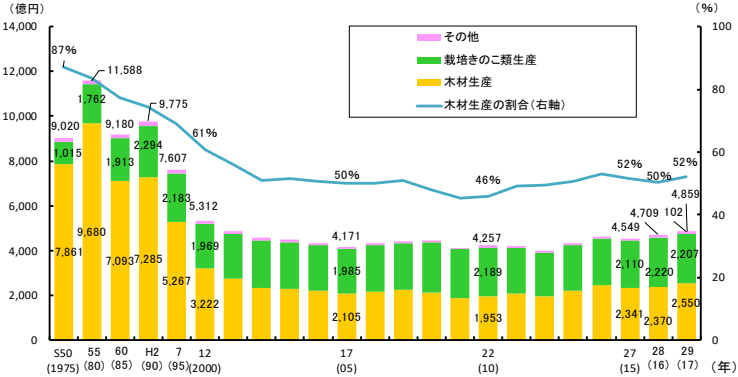


1. 林業の動向

(1) 林業生産の動向

- 2017年の林業産出額は、前年比3%増の4,859億円で、2002年以降で最も高い水準
木材生産の占める割合は2002年以降は5割程度で推移
- 国産材素材生産量は、近年は増加傾向で推移し、2017年には2,141万m³
樹種別ではスギ57%、ヒノキ13%、カラマツ11%、広葉樹10%

林業産出額の推移

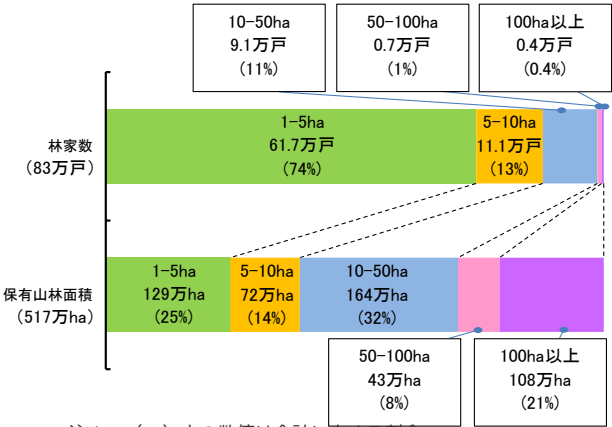


注：「その他」は、薪炭生産、林野副産物採取。
資料：農林水産省「林業産出額」

(2) 林業経営の動向

- 「2015年農林業センサス」によると、林家83万戸のうち保有山林面積が10ha未満の林家が88%を占め、小規模・零細な所有構造
- 林家による施業は現在は保育作業が中心
- 林業経営体による素材生産量及び労働生産性は上昇傾向

林家の数と保有山林面積



注1：（ ）内の数値は合計に占める割合。
2：計の不一致は四捨五入による。
資料：農林水産省「2015年農林業センサス」

(3) 林業労働力の動向

- 林業従事者は減少傾向
このため、「緑の雇用」事業等により人材確保・育成を推進
- 林業への就業を目指す若手技術者の教育・研修機関を整備する動きが全国で活発化
- 労働安全の確保や所得の向上など、労働環境の整備に向けた対策を推進

全国の林業大・専門学校一覧

府県等	名称	府県等	名称
岩手県	いわて林業アカデミー	兵庫県	兵庫県立森林大学校
秋田県	秋田林業大学校	和歌山県	和歌山県立森林大学校
山形県	山形県立農林大学校	鳥取県日南町	にちなん中国山地林業アカデミー
群馬県	群馬県立農林大学校	島根県	島根県立森林大学校
福井県	ふくい林業カレッジ	徳島県	とくしま林業アカデミー
長野県	長野県林業大学校	高知県	高知県立林業大学校
岐阜県	岐阜県立森林文化アカデミー	熊本県	くまもと林業大学校
静岡県	静岡県立農林大学校	大分県	おおいた林業アカデミー
京都府	京都府立林業大学校	宮崎県	みやざき林業大学校

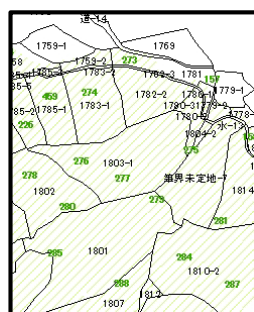
資料：林野庁研究指導課調べ。

（４）林業経営の効率化に向けた取組

施業の集約化等

- 効率的な作業システムにより生産性向上を図るためには、複数の所有者の森林を取りまとめ、路網整備や森林施業を一体的に実施する「施業の集約化」が必要
- 提案型集約化施業を担う「森林施業プランナー」の育成、森林経営計画制度の現場の状況に応じた運用等を通じて、施業の集約化を推進
- 所有者が不明な森林、境界が不明確な森林の存在が施業集約化の課題
- 所有者や境界の情報等を一元的に取りまとめ、その一部を林業事業体に公表する林地台帳制度が、2019年4月から本格運用開始
- 2019年4月からスタートした森林経営管理制度を円滑に運用し、適切な経営管理が行われていない森林について、市町村や意欲と能力のある林業経営者に経営管理の集積・集約化が進むよう取組を推進

林地台帳の地図と記載事項



凡例	
地番図(筆界)	森林計画対象森林
00 地番	
00 林小班番号	

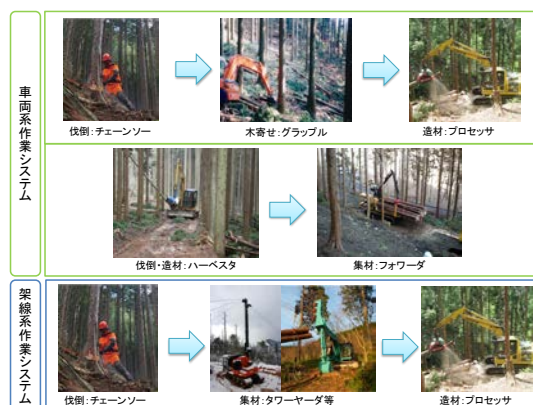
記載事項		元となる情報
所在地番		登記情報
地目		
面積(ha)		
林小班		森林簿情報
登記簿上の所有者	氏名・名称	登記情報
	住所	
	共有	
現に所有している者・所有者とみなされる者	登記年月日	森林の土地所有者届出、森林簿情報等
	氏名・名称	
	住所	
森林の土地の境界に関する測量の実施状況	共有	登記所備え付け地図等
	記載事由	
	記載年月日・届出年月日	
森林の土地の境界に関する測量の実施状況	地籍調査	事業実績等
	済・未済 実施年月日	
	境界の確定に資する測量	
森林経営計画の認定状況	済・未済・一部済 実施年月日	森林経営計画の認定の情報等
	認定の有無	
	認定者の種類	
公益的機能別施業森林等	認定年月	市町村森林整備計画、森林簿
	区分	
	施業方法等	

資料：林野庁作成

効率的な作業システムの普及

- 森林資源が充実した区域等において、林道、林業専用道、森林作業道をバランスよく組み合わせた路網整備を推進
- 高性能林業機械を活用した効率的な作業システムを普及

我が国における高性能林業機械を使用した作業システムの例



資料：林野庁作成

造林の低コスト化・省力化に向けた取組

- 造林コストの縮減のため、「伐採と造林の一貫作業システム」の導入等を推進
- 成長等に優れた優良品種（エリートツリー）の開発が行われるとともに、下刈りの省力化と組み合わせた実証的取組も実施
- 早生樹は、伐期が短く投資の回収が早まるなど再造林樹種としての可能性
早生樹の施業技術の開発や利用に向けた実証的取組が増加
- 「造林」の課題解決をテーマとした林業人材と異分野人材による課題解決型事業開発プログラムを実施



特定母樹に指定されたエリートツリー



コウヨウザンの苗木

先端技術の活用による林業経営の効率化の推進

- ICTやAI等の先端技術を活用した林業の低コスト・省力化など、「林業イノベーション」の実現に向けた取組が必要
- ICTを活用し、森林資源情報の把握、木材の生産・流通の各段階における作業の効率化、安全性の向上を図る取組等を推進
- 航空レーザ計測による森林資源情報や地形データの活用や、路網設計支援ソフトの活用等による作業の省力化など、各地で実践的取組が進展
- 安全性の向上や省力化等を目指し、林業作業の自動化等に向けた機械開発を推進

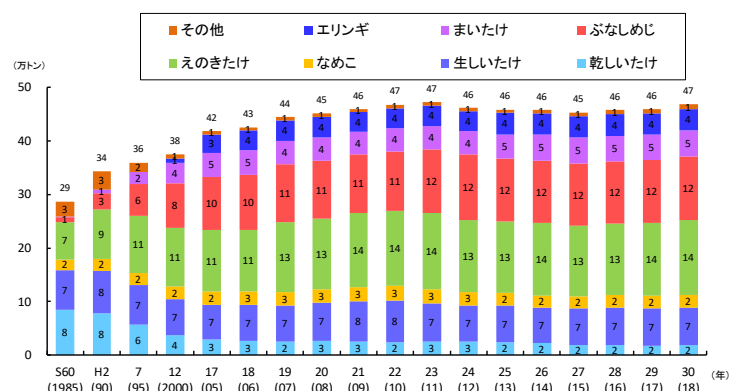
2. 特用林産物の動向



（１）きのご類の動向

- 特用林産物は林業産出額の約 5 割を占め、地域経済の活性化や雇用の確保に貢献
- 特用林産物の生産額の 9 割近くがきのご類で、その生産量については近年はほぼ横ばい
- きのご生産者数は減少傾向
- きのご類の消費拡大・安定供給等に向けた取組を支援

きのご類生産量の推移



注 1：乾しいたけは生重換算値。

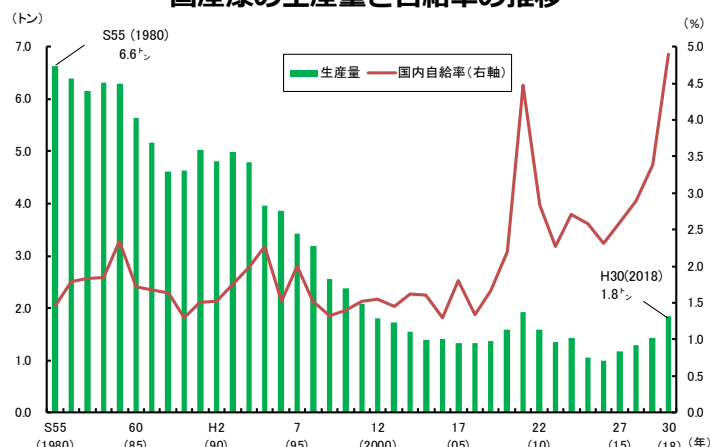
注 2：2000年までの「その他」はひらたけ、まつたけ、きくらげ類の合計。2005年以降の「その他」はひらたけ、まつたけ、きくらげ類等の合計。

資料：林野庁「特用林産基礎資料」

（２）その他の特用林産物の動向

- 木炭の生産量は長期的に減少傾向で推移
- 竹材（竹紙等の原料）の2018年の生産量は3.4万トンで、近年横ばいで推移
- 薪の生産量は近年は5万m³（丸太換算）前後で推移
- 国産漆の生産量は、国宝・重要文化財建造物の保存修理に原則として国産漆を使用する方針となったことを背景に、近年増加傾向で推移

国産漆の生産量と自給率の推移



資料：林野庁「特用林産基礎資料」

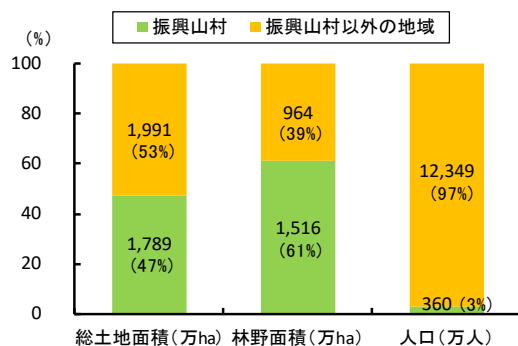
3. 山村（中山間地域）の動向



（１）山村の現状

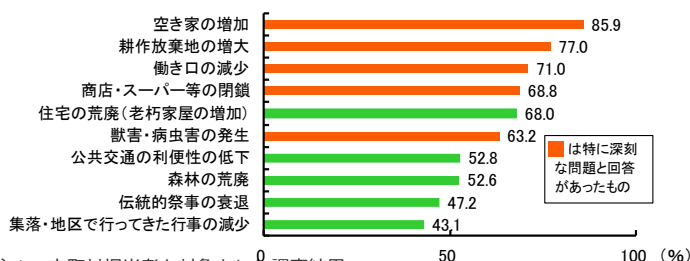
- その多くが中山間地域に位置する山村は、住民が林業を営む場であり、森林の多面的機能の発揮に重要な役割
林業は、雇用の確保等を通じて山村の振興に貢献しており、山村の活性化のためにも林業の成長産業化が必要
- 「山村振興法」に基づく振興山村は国土面積の約5割、林野面積の約6割を占めるが、過疎化・高齢化が進行し、里山林等の荒廃もみられる
- 山村地域では、働き口の減少や耕作放棄地の増加が課題
- 一方、山村の豊富な森林・水資源、景観、文化等に対しては、都市住民や外国人旅行者から多くの関心

全国に占める振興山村の割合



注：総土地面積及び林野面積は平成27(2015)年2月1日現在。人口は平成27(2015)年10月1日現在。
資料：資料：総務省「平成27年国勢調査」、農林水産省「2015年農林業センサス」を基に林野庁作成。

山村地域の多くの集落で発生している問題上位10回答



注1：市町村担当者を対象とした調査結果。

注2：特に深刻な問題は3つまで回答

資料：国土交通省及び総務省「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」（平成28(2016)年3月）

（２）山村の活性化

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018 改訂版）」等において、地方創生の基本目標達成のための施策の一つとして、林業の成長産業化が位置付けられ、森林資源の循環利用を図りつつ、成長産業化を実現することが必要
- 里山林等の保全管理を進めるためには、地域住民が森林資源を活用しながら持続的に里山林等と関わる仕組みが必要
地域住民による里山林の保全管理や森林資源利用等の取組を支援
- 耕作放棄地に早生樹を植えることで耕作放棄地の活用を図り、山村の活性化につなげようとする取組もみられる
- 都市との交流を促進するため、国有林の「レクリエーションの森」等の森林空間を観光資源として活用する取組や、環境教育、体験活動等の場として総合的に利用する取組を推進
- 趣味や観光、教育、癒やしや健康づくりの場として、新たな森林空間利用のニーズの高まりや、枝条等の未利用資源活用による「香りビジネス」創出の可能性
- こうした流れを受け、多様な分野と連携し、国民の価値観やライフスタイルの変革の動きに合わせた森林空間の利活用を通じて新たな森林と人との関わりを創り出す「森林サービス産業」検討委員会を設置
- 「森林サービス産業」に関心のある様々なセクターの者が集い、意見交換や情報共有を図る「Forest Style ネットワーク」を立ち上げ



耕作放棄地で植林されたセンダン
(熊本県)



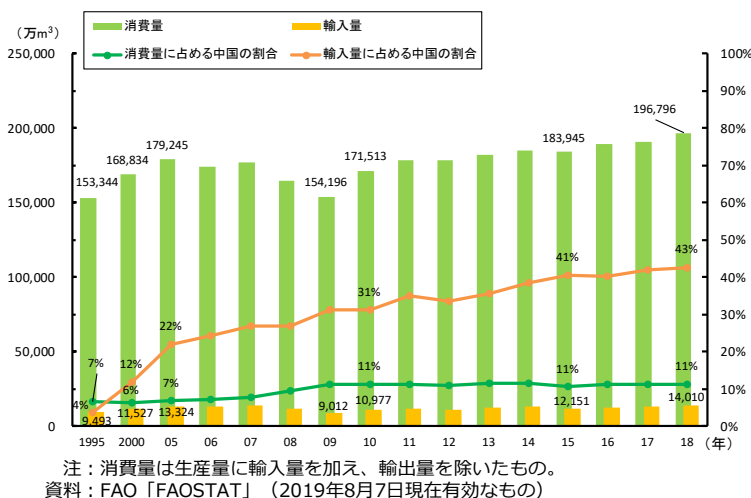
森林空間を利用した健康増進

1. 木材需給の動向

(1) 世界の木材需給の動向

- 世界の木材消費量は2008年秋以降減少したが、2010年以降は再び増加傾向
- 2018年、世界の産業用丸太の消費量は、前年比3.1%増の19億6,796万 m^3 （丸太換算。以下同じ）
世界の産業用丸太の輸入量は前年比6.3%増の1億4,010万 m^3 。最大の輸入国は中国で、世界の輸入量に占める割合は43%
- 2018年、針葉樹製材の消費量は、欧州、北米地域では増加、ロシアで減少。生産量は欧州、北米、ロシアのいずれの地域でも増加。

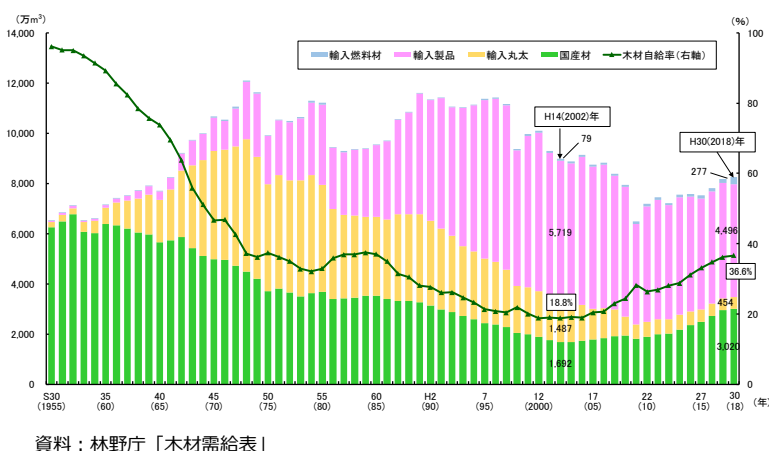
世界の木材（産業用丸太）消費量
及び輸入量の推移



(2) 我が国の木材需給の動向

- 木材需要量は、2009年を底に回復傾向で、2018年は前年比0.8%増の8,248万 m^3 （丸太換算。以下同じ）
- 国産材供給量は、2002年を底に増加傾向で、2018年は前年比1.8%増の3,020万 m^3 となり、そのうち前年と比べて増加したのは用材（前年比1.6%増）及び燃料材（同3.5%増）
- 木材輸入量は、2018年は木材需要量が増加したことなどにより、前年比0.2%増の5,228万 m^3
- 木材自給率は、上昇傾向で推移しており、2018年には8年連続で上昇し、前年比0.4ポイント上昇の36.6%、用材で前年比0.8ポイント上昇の32.4%

木材供給量と木材自給率の推移



(3) 木材価格の動向

- 2019年の国産材素材価格はやや上昇、製材品価格はほぼ横ばい。国産木材チップ価格は上昇。

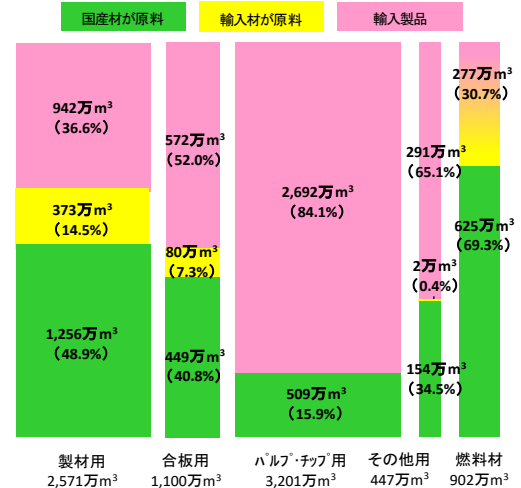
(4) 違法伐採対策

- 2017年5月に施行されたクリーンウッド法により、全ての事業者には、合法伐採木材等を利用するよう努力義務
特に木材関連事業者は、取り扱う木材等について「合法性の確認」等の取組を実施
- 合法伐採木材等利用確保のための措置を適切かつ確実に行う木材関連事業者は、登録実施機関（現在、6機関が業務実施中）に申請、「登録木材関連事業者」として登録
現在390事業者が登録済み（2019年10月末時点）

(5) 木材輸出対策

- 木材輸出額は2013年以降増加し、2018年は前年比7%増の351億円
輸出拡大に向け、日本産木材製品のPR等を通じて、丸太中心の輸出から、付加価値の高い製品輸出への転換に向けた取組を実施
- 中国への輸出促進の取組として、同国の木構造の設計基準となる「木構造設計規範」の改定作業に日本も参画
日本産木材と木造軸組構法を盛り込む改定がされ、「木構造設計標準」として2018年8月に施行
設計・施工に当たっての現場向けの具体的な指針「木構造設計手引」の作成に日中共同で取組

2018年の木材需給の構成



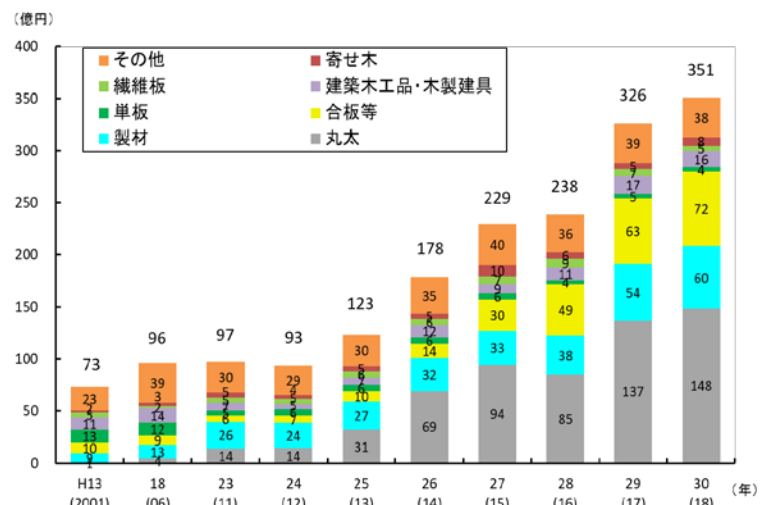
注1：しいたけ原木については省略している。

2：いずれも丸太換算値。

3：計の不一致は四捨五入による。

資料：林野庁「平成30年木材需給表」

我が国の木材輸出額の推移（品目別）



注：HS44類の合計

資料：財務省「貿易統計」

2. 木材利用の動向



(1) 木材利用の意義

- 木材利用は、快適で健康的な住環境等の形成に寄与するだけでなく、地球温暖化の防止、森林の多面的機能の持続的な発揮及び地域経済の活性化にも貢献
- 木材には、調湿作用、高い断熱性等の特徴があるとともに、木材による嗅覚、触覚、視覚刺激が生理・心理面に好影響

(2) 建築分野における木材利用

- 低層住宅については、木造率は8割になっているが、国産材の利用率が低い工法、部材が存在
- これ以外の建築物については、木造率が低く、この分野における木造化・木質化を進め、新たな木材需要を創出することが重要
- 建築物の木造化・木質化に資する観点から、建築基準の合理化が進行する中、建築分野における国産材利用の推進に向けては、品質・性能の確かな木材製品の安定供給が重要

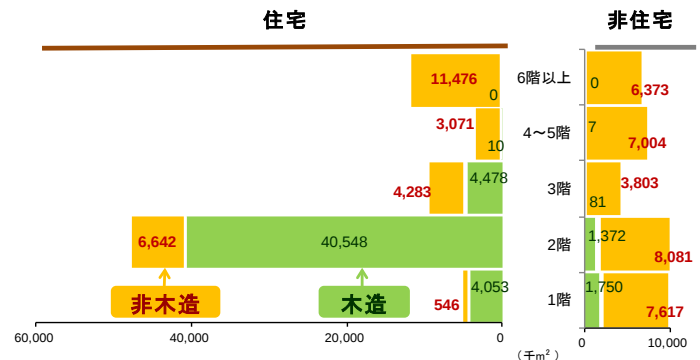
- 住宅メーカーの国産材使用比率は増加傾向

- 森林所有者から大工・工務店等の住宅生産者までの関係者が一体となって家づくりに取り組む「顔の見える木材での家づくり」が進展

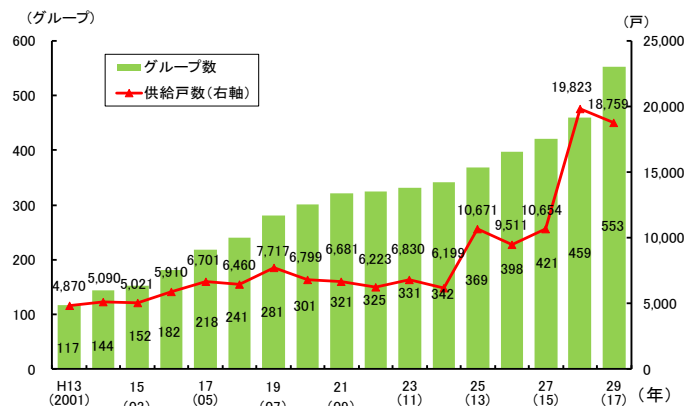
- 各地で非住宅・中高層建築物の木造化・木質化に取り組む動き

- こうした動きを踏まえ、2019年2月に木材利用の課題解決のため立ち上げられたウッド・チェンジ・ネットワークの取組が進み、地域にも波及

階層別・構造別の着工建築物の床面積



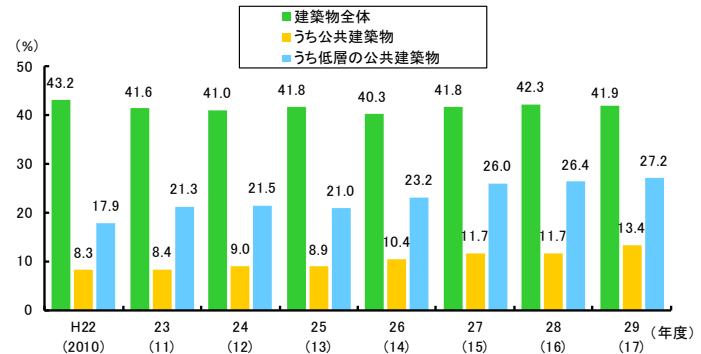
「顔の見える木材での家づくり」グループ数及び供給戸数の推移



公共建築物等における木材利用

- 2017年度に着工された公共建築物の木造率（床面積ベース）は、前年比1.7ポイント上昇の13.4%、うち低層では前年比0.8ポイント上昇の27.2%
- 都道府県ごとでは、低層で5割を超える県があるものの、ばらつきあり
- 低層の公共建築物のうち民間事業者が整備する公共建築物が全体の6割以上を占めており、そのうち約8割が医療・福祉施設
- 民間事業者が整備する公共建築物における木造化・木質化の在り方等の検討や、検討結果を踏まえた普及ツールの作成等に対し支援を実施

建築物全体と公共建築物の木造率の推移



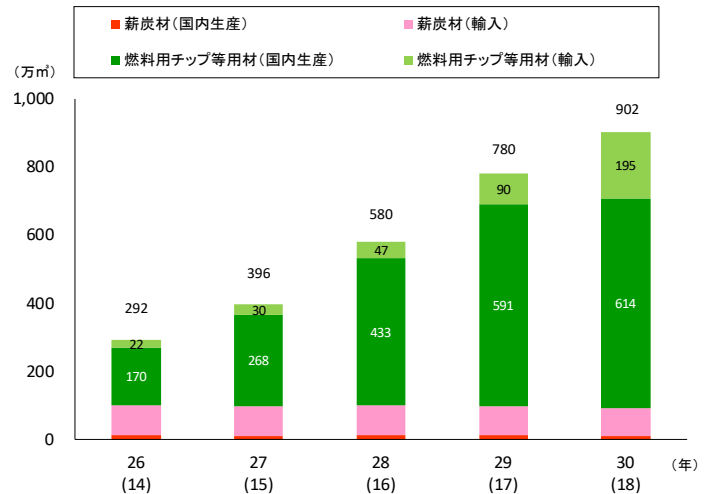
注1：国土交通省「建築着工統計調査2016年」のデータを基に林野庁が試算。
 注2：木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）に木材を利用したものをいう。
 注3：木造率の試算の対象には住宅を含む。また、新築、増築、改築を含む（低層の公共建築物については新築のみ）。
 注4：「公共建築物」とは国及び地方公共団体が建築する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療・福祉施設等の建築物をいう。
 資料：林野庁プレスリリース「平成28年度の公共建築物の木造率について」（2019年3月14日付け）

（3）木質バイオマスの利用

木質バイオマスのエネルギー利用

- エネルギー利用された木質バイオマス量は年々増加し、2018年における燃料材の国内消費量は前年比15.7%増の902万³
- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した木質バイオマス発電施設が各地で稼働し、地域経済への効果が期待される一方、木質バイオマスの安定供給の確保等が課題
- 熱利用や熱電併給等を通じた森林資源の地産地消による有効活用に向けて、「地域内エコシステム」の構築等に向けた取組を推進

燃料材の国内消費量の推移



注1：薪炭材とは、木炭用材及び薪用材である。
 注2：いずれも丸太換算値。
 注3：計の不一致は四捨五入による。
 資料：林野庁「木材需給表」

木質バイオマスのマテリアル利用

- 鉄より軽く強度があるセルロースナノファイバー（CNF）や、国産スギのみを原料として、耐熱性や加工性に優れる改質リグニン等による高付加価値製品の開発など、木材の工業用素材としての利用に向けた動きが進展
- 2019年4月、「改質リグニン」の産業化を目指す「地域リグニン資源開発ネットワーク（リグニンネットワーク）」が発足、化学・電気機器等の異業種関係者も参加

(4) 消費者等に対する木材利用の普及

- 一般消費者を対象に木材利用の意義を普及啓発するため、「木づかい運動」を展開
- 「ウッドデザイン賞」では、木の良さや価値を再発見させる製品や取組等について、特に優れたものを消費者目線で評価、表彰し、2019年度は197点が受賞
- 子どもから大人までが木の良さや利用の意義を学ぶ「木育^{もくいく}」を推進
ワークショップ等を通じた実践的な活動や、関係者間のネットワーク構築の取組等、様々な活動が多様な主体により実施



「令和元年度木材利用優良施設コンクール」
内閣総理大臣賞 屋久島町庁舎（鹿児島県屋久島町）
「ウッドデザイン賞2019」優秀賞（林野庁長官賞）



カンナ削りの“木のストロー”
（提供：株式会社アキュラホーム）
「ウッドデザイン賞2019」優秀賞（林野庁長官賞）

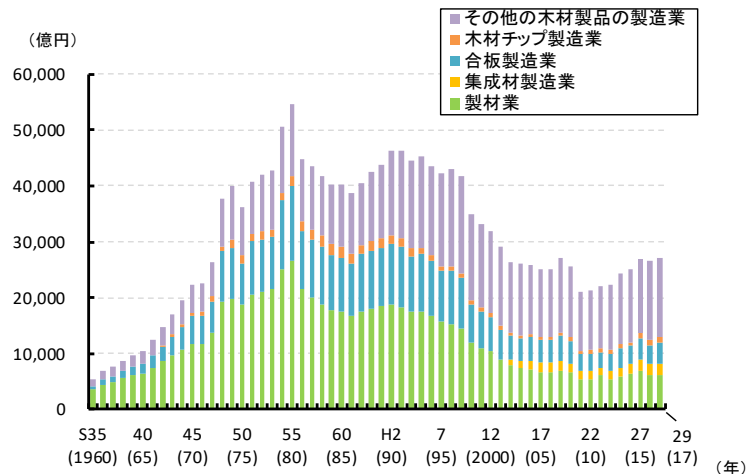
3. 木材産業の動向



(1) 木材産業の概況

- 木材産業は、林業によって生産される原木を、消費者・実需者のニーズに応じて様々な木材製品（製材、集成材、合板、木材チップ等）に加工し供給
- 木材・木製品製造業の製造品出荷額等は、2009年を底に回復傾向で推移し、2017年は前年から2.3%増の約2.7兆円
- 我が国の木材産業では、競争力のある木材製品を供給できる体制の構築が課題
林野庁では、需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制構築に資する加工・流通施設の整備に対する支援を実施

木材・木製品製造業における製造品出荷額等の推移



注1：従業者4人以上の事業所に関する統計表。

2：2001年以前は「合板製造業」の額に「集成材製造業」の額が含まれる。

資料：経済産業省「工業統計表」（産業編及び産業別統計表）、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」（産業別集計（製造業）「産業編」）

(2) 製材業

- 製材品出荷量は2009年まで減少、2010年以降はほぼ横ばいで推移し、2018年は前年比2.7%減の920万m³であり、製材用素材入荷量の75%以上が国産材

(3) 集成材製造業及びCLT（直交集成板）

- 国内における集成材の生産量は、2017年には197万 m^3 。内訳は国産材が27.3%、輸入材が66.2%、国産材と輸入材の混合は6.4%
集成材の製品輸入は98万 m^3 で、集成材供給量全体に占める国産材割合は低位
- 国内におけるCLTの生産量は、2017年には1.4万 m^3 となり、全て構造用。

(4) 合板製造業

- 普通合板の生産量は、2018年には前年比0.3%増の330万 m^3 であり、用途別にみると構造用合板が大半
- 合板への国産材針葉樹の利用が拡大し、2018年には国内の合板生産における国産材割合は85%に上昇
輸入製品を含む合板用材供給量全体に占める国産材割合は41%で増加傾向

(5) 木材チップ製造業

- 2017年の木材チップ（燃料用チップを除く）の生産量は前年比2%増の595万トン
- 木材チップ用素材の入荷量のほとんどが国産材であり、国産材に占める針葉樹の割合は年々増加傾向にあり、2017年には57%

(6) プレカット加工業

- 木造軸組構法におけるプレカット材の利用率は2018年では93%まで拡大し、施工時に使用される木材の選択に重要な役割
中大規模木造建築の普及に伴い加工技術も進化

(7) 木材流通業

- 2018年の国産材原木の流通において、原木市売市場は素材生産業者の出荷先のうち43%、木材販売業者は20%を占める

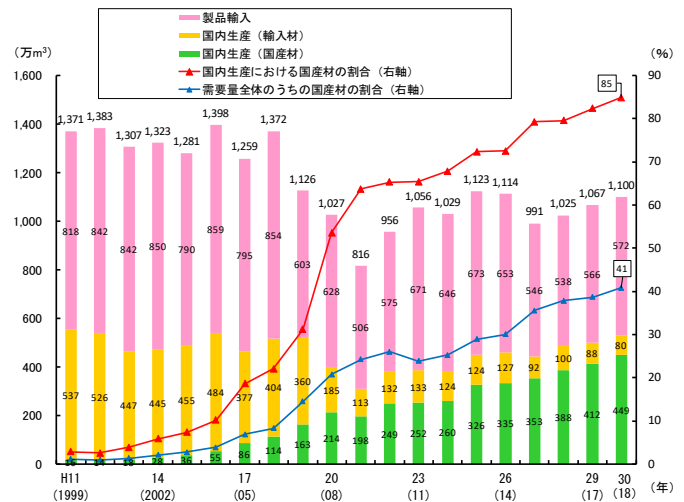
(8) CLT等新たな製品・技術の開発

- CLT、木質耐火部材等の新たな製品・技術の開発に向けた取組を実施

(9) 合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力強化

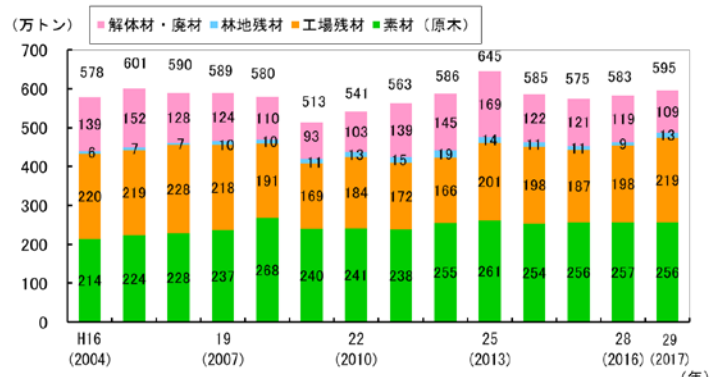
- 2017年7月の日EU・EPAの大枠合意及び同11月の11か国によるTPP11協定の大筋合意を踏まえ、同11月24日に決定された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、木材製品の競争力強化に向けた加工施設の生産性向上等の取組を支援

合板用材の供給量の推移



資料：林野庁「木材需給表」

木材チップ生産量の推移



注：燃料用チップを除く。

資料：農林水産省「木材需給報告書」、「木材統計」



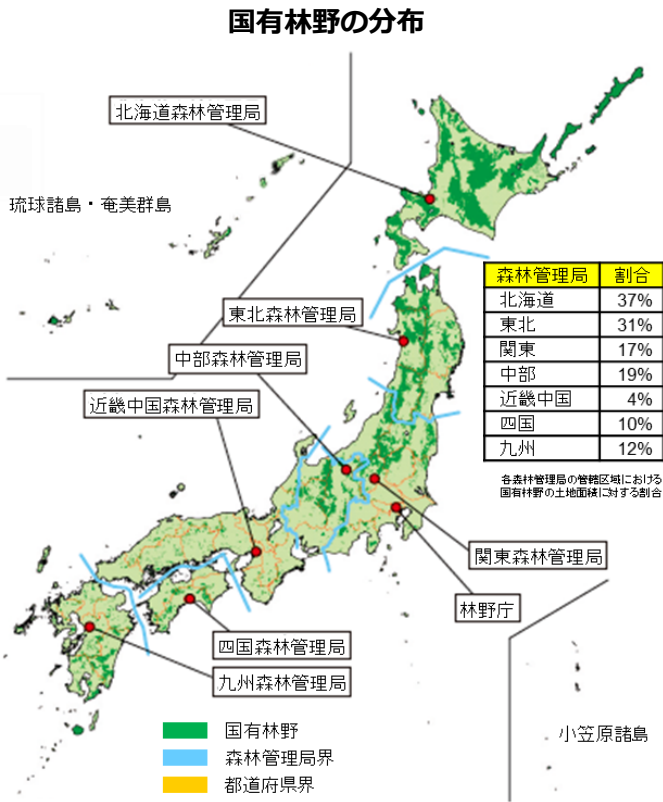
1. 国有林野の役割

(1) 国有林野の分布と役割

- 国有林野（758万ha）は、我が国の国土面積の約2割、森林面積の約3割を占め、奥地脊梁山^{せきりやま}地や水源地域に広く分布しており、国土の保全、水源の涵養^{かんよう}等の公益的機能を発揮
- 多様な生態系を有する国有林野は、生物多様性の保全を図る上でも重要であり、我が国の世界自然遺産（知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島）の陸域の95%は国有林野

(2) 国有林野の管理経営の基本方針

- 国有林野は重要な国民共通の財産であり、「国有林野事業」として一元的に管理経営
- 国有林野事業では、2013年度の一般会計化等を踏まえ、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、林業の成長産業化に向けた貢献等の取組を推進



資料：国有林野の面積は農林水産省「平成30年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」、土地面積は全国市町村要覧令和元年版。

2. 国有林野事業の具体的取組

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

- 個々の国有林野を、重視すべき機能に応じて「山地災害防止」「自然維持」「森林空間利用」「快適環境形成」「水源涵養^{かんよう}」の5つのタイプに区分し管理経営

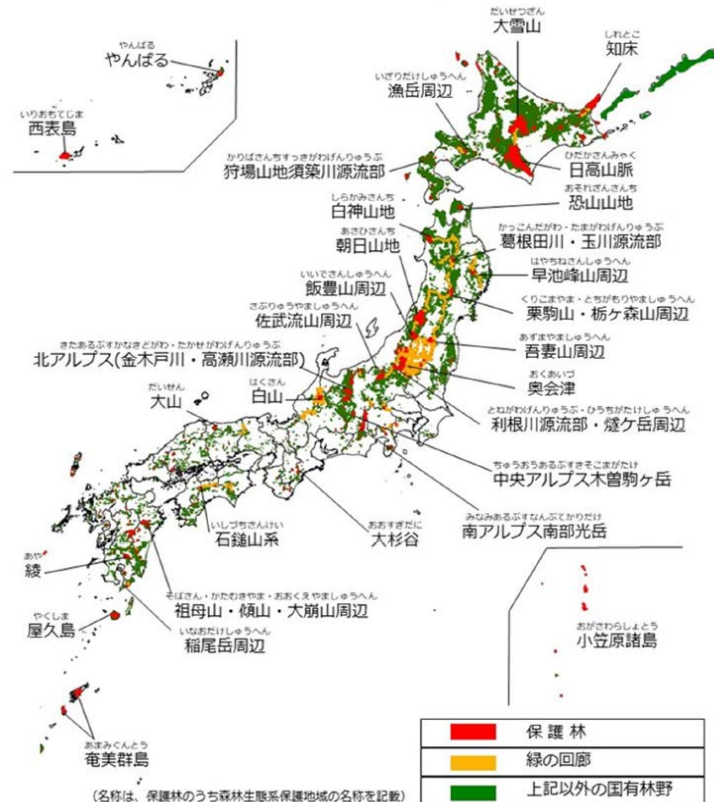
機能類型区分ごとの管理経営の考え方

機能類型区分	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ 146万ha	根や表土の保全、下層植生の発達した森林の維持
自然維持タイプ 170万ha	良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持
森林空間利用タイプ 48万ha	保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成
快適環境形成タイプ 0.2万ha	汚染物質の高い吸着能力、抵抗性がある樹種から構成される森林の維持
水源涵養タイプ 393万ha	人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮

注：面積は、2019年4月1日現在の数値である。
資料：農林水産省「平成30年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

- 国有林野の91%は「水源かん養保安林」等の保安林であり、国民の安全・安心の確保のため、治山事業により荒廃地や保安林を整備
- また、民有林でも直轄で災害復旧を実施したほか、被災した地方公共団体に対する技術者の派遣等の協力・支援を実施
- 森林吸収源対策として、間伐等の森林整備、治山施設等における木材利用等を推進
- 生物多様性の保全を図るため、「保護林」や「緑の回廊」を設定、希少な野生生物の保護、シカ等の鳥獣による森林被害への対策等を実施
- 「公益的機能維持増進協定」により、国有林に隣接・介在する民有林を一体的に整備・保全
2019年3月末現在で延べ20件(595ha)の協定を締結

「保護林」と「緑の回廊」の位置図



注：2019年4月1日現在。

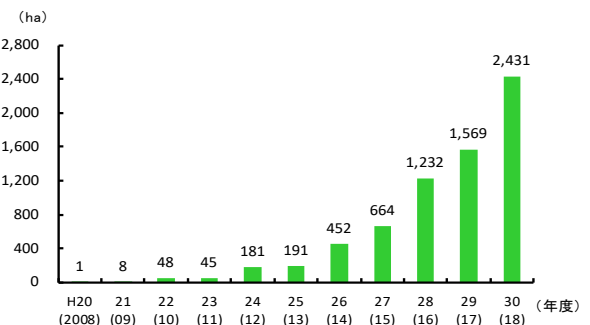
資料：農林水産省「平成30年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

(2) 林業の成長産業化への貢献

- 国有林野事業の組織、技術力及び資源を活かし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム等、林業の低コスト化に向けた技術を実証・普及
- 技術開発の成果を普及するため、国有林野事業の技術開発総合ポータルサイトを2019年6月に開設

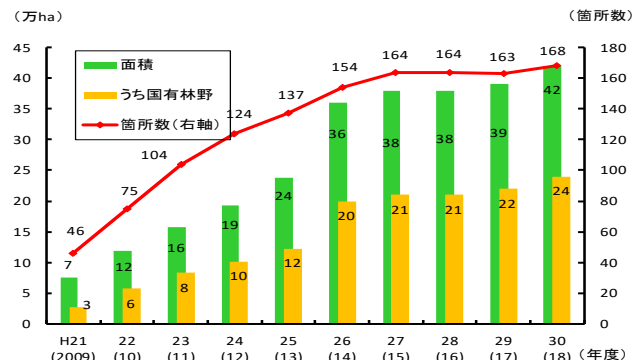
- 地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携して全国168か所に「森林共同施業団地」を設定し、国有林と民有林を接続する路網整備や森林施業等を実施

国有林野におけるコンテナ苗の植栽面積の推移



資料：林野庁業務課調べ（～H25）。農林水産省「平成30年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」（H26～）

森林共同施業団地の設定状況

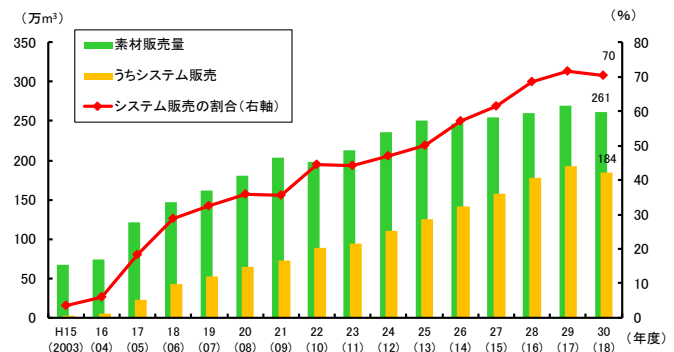


注：各年度末の数字。協定期間が終了したものは含まない。

資料：農林水産省「平成30年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

- 製材・合板工場等と協定を締結し、国有林材を安定供給する「システム販売」を実施（2018年度には国有林からの素材販売量の70%）
- 意欲と能力のある林業経営者の育成を図るため、2019年6月5日、「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律」が成立（2020年4月施行）
- 国有林の一定区域で、公益的機能の維持増進や地域の産業振興等を条件に、一定期間・安定的に林業経営者が樹木を採取できる「樹木採取権」を創設

国有林野からの素材販売量の推移



資料：林野庁業務課調べ（～H25）。農林水産省「平成30年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」（H26～）

（3）「国民の森林」^{もり}としての管理経営等

- 森林環境教育や森林づくり等に取り組む多様な主体に対して、「遊々の森」^{ゆうゆう}、「ふれあいの森」^{ふれあい}、「木の文化を支える森」^{もりの文化}、「法人の森林」^{もりの法人}を設定し、フィールドを提供。また、地域の関係者や自然保護団体等と連携した「モデルプロジェクト」を実施
- 地方公共団体や地元住民等に対して国有林野の貸付け等を実施。また、「レクリエーションの森」（自然休養林など6種類）においては、地域関係者と連携して管理運営
 - 「レクリエーションの森」のうち特に観光資源としての潜在的魅力がある93か所を「日本美しい森 お薦め国有林」として選定しており、標識類やホームページの多言語化、様々な媒体・手法を通じた情報発信のほか景観を確保するための伐採、施設整備など、観光資源としての磨き上げを実施
- 東日本大震災からの復旧・復興に向け、海岸防災林の再生や避難指示解除区域における森林整備事業の再開等の取組を実施

「日本美しい森 お薦め国有林」選定箇所の例



森林管理局 箇所数		代表例	
北海道	20	ポロト、然別、えりも、ニセコ・神仙沼	しかりべつ しんせんぬま
東北	11	白神山地・暗門の滝、焼走、温身平	しらかみ あんもん やけばしり ぬくみだいら
関東	15	奥久慈、野反、高尾山	おくくじ のぞり たかおさん
中部	10	戸隠・大峰、駒ヶ岳、赤沢、御岳	とがくし おおみね こまがたけ あかさわ おんたけ
近畿中国	20	安宅、近江湖南アルプス、嵐山、高取山	あたか おうみこなん あら たかとりやま
四国	5	剣山、工石山、千本山	つるぎさん く いしやま せんぼんやま
九州	12	くまもと、宮崎、猪八重の滝、屋久島	いの はえ

注：各森林管理局の管轄区域における箇所数である。

資料：林野庁経営企画課作成。

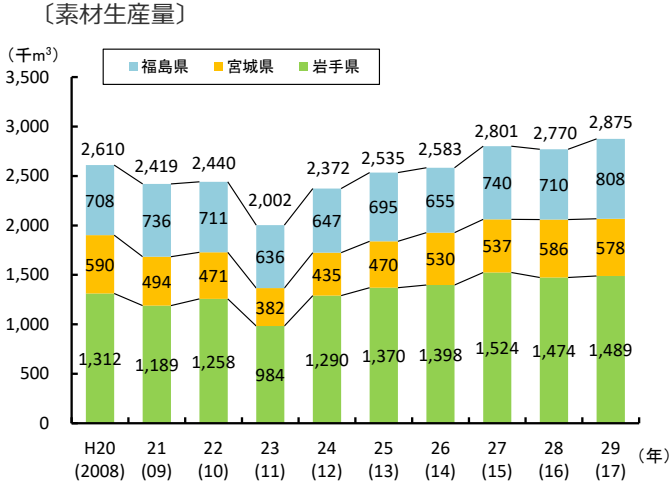
1. 復興に向けた森林・林業・木材産業の取組



(1) 森林等の被害と復旧状況

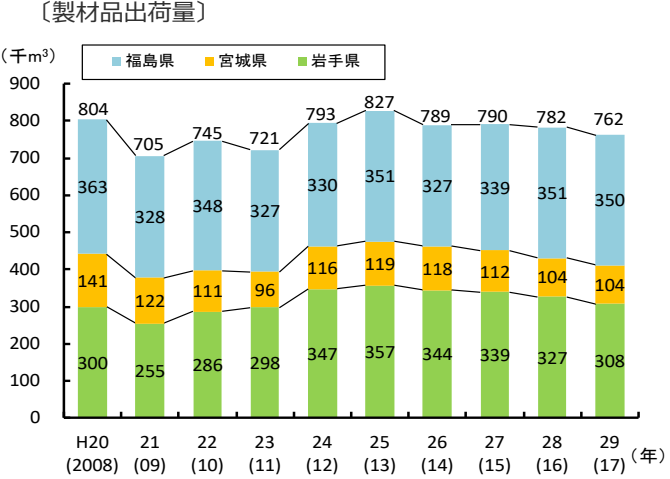
- 東日本大震災により、15県で林地荒廃、治山・林道施設の被害等が発生し、災害復旧事業の対象箇所の97%が工事完了（2019年1月現在）
- 被災した木材加工・流通施設（全国115か所）について、廃棄・復旧・整備等を支援し、97か所が操業を再開（2019年4月現在）
素材生産や木材製品の生産は、おおむね震災前の水準にまで回復

岩手県、宮城県、福島県における
素材生産量及び製材品出荷量の推移



(2) 海岸防災林の復旧・再生

- 津波により被災した海岸防災林の要復旧延長は約164km
全ての箇所で復旧工事に着手済み（うち約126kmで工事完了）（2019年9月末現在）
2020年度までの復旧完了を目標
- 海岸防災林の再生のために必要な苗木が計画的に確保されるよう、抵抗性クロマツを含む苗木の安定供給体制の確立に向けた取組を実施
- 植栽・保育に当たっては地域住民や企業、NPO等も参加



資料：農林水産省「木材需給報告書」、「木材統計」

(3) 復興への木材の活用と森林・林業の貢献

- 応急仮設住宅の4分の1以上（約1万5千戸）を木造で建設
災害公営住宅（構造判明戸数）の約3割（約9千戸、2019年9月末時点）を木造で建設又は建設予定
- 被災者の住宅再建に向けた「地域型復興住宅」を提案する取組、非住宅建築物や土木分野の復旧・復興事業に地域の木材等を活用する取組も進捗

災害公営住宅の整備状況

	計画戸数 (戸)	うち		
		完成戸数 (戸)	うち木造 (戸)	木造率 (%)
岩手県	5,833	5,693	1,278	22.4
宮城県	15,823	15,823	4,136	26.1
福島県	8,154	7,917	3,273	41.3
合計	29,810	29,433	8,687	29.5

資料：復興庁「住まいの復興工程表（令和元年9月末現在）」（2019年11月15日）を基に林野庁作成。

- 地震と津波により発生した大量の災害廃棄物のうち、木質系災害廃棄物は木質ボードの原料やボイラー燃料、発電等に利用
- 人口減少や産業空洞化といった全国の地域にも共通する課題解決に向け、林業・木材産業分野でも森林資源の活用を通じた復興に向けた取組を実施



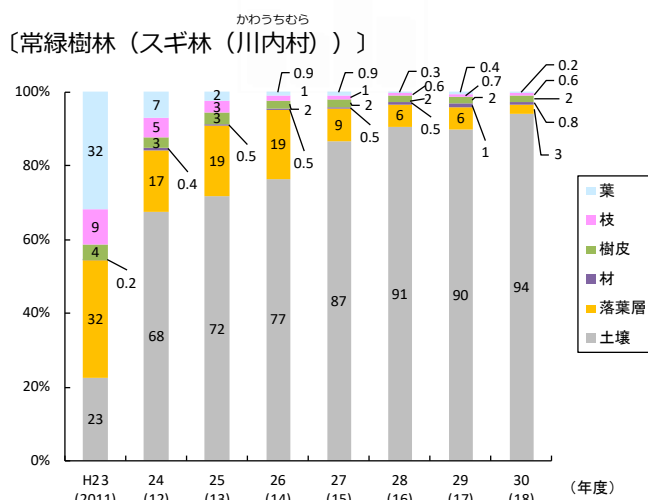
県産カラマツ不燃材を活用した東日本大震災津波伝承館（岩手県陸前高田市）

2. 原子力災害からの復興

（1）森林の放射性物質対策

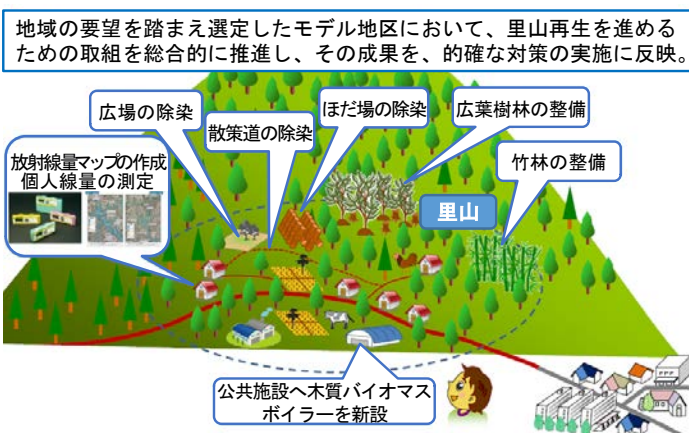
- 「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」（2016年3月）に基づき、住居周辺の里山の再生に向けた取組、林業再生に向けた取組及び情報発信等の取組を実施
- 公的主体による森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を行う林業再生対策を、2018年度までに福島県内44市町村で実施
- 森林内の放射性物質の分布状況の推移等について調査・研究を実施
- 森林における放射性物質の分布等に係る知見を始めとした、森林・林業再生のための取組等について、シンポジウムや展示等を通じた、最新の情報の提供や木材やきのこ等に含まれる放射性物質に関するリスクコミュニケーションを実施
- 避難指示解除区域等において、関係省庁が連携して里山再生に向けた取組を総合的に推進する「里山再生モデル事業」を実施
2019年10月末までに14市町村で間伐等の森林整備を実施

調査地における部位別の放射性セシウムの蓄積量の割合の変化



資料：林野庁「平成30年度 森林内における放射性物質実態把握調査事業」報告書

里山再生モデル事業のイメージ

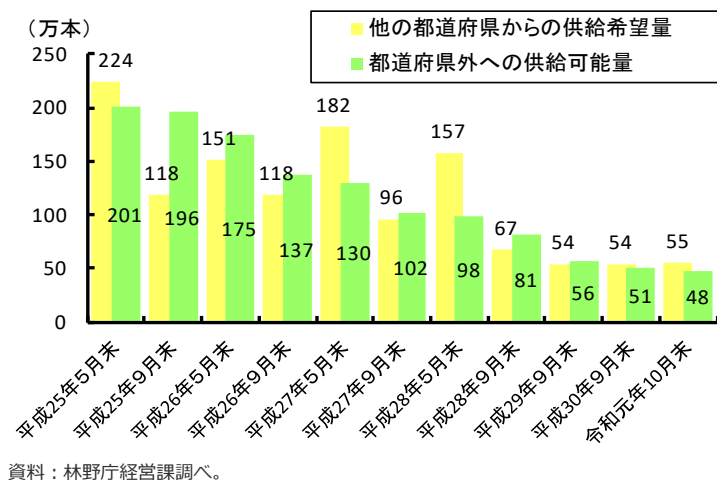


資料：復興庁ホームページ「里山再生モデル事業概要」を元に林野庁企画課作成。

(2) 安全な林産物の供給

- 食品中の放射性物質の基準値（一般食品は100Bq/kg）に基づき、特用林産物23品目に出荷制限（2019年9月5日現在）
- 「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」に沿った栽培管理を行い、基準値を超えるきのこが生産されないと判断された場合、ほだ木のロット単位での出荷が可能
きのこ等の生産継続・再開に向けて支援

きのこ原木の需給状況



- 「野生きのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的運用」の周知により、野生のきのこ・山菜等の出荷制限の解除も進みつつある状況
- 福島県産を始めとするきのこ原木の減少に対応し、原木の安定供給に向けて需給のマッチング等を推進
- 消費者に安全な木材製品等を供給するため、木材製品や作業環境等に係る放射性物質の調査・分析、木材製品等の安全証明体制の構築等に対して支援

(3) 樹皮やほだ木等の廃棄物の処理

- 燃料や堆肥等に利用されていた樹皮（バーク）は、放射性物質の影響により製材工場等に一部滞留したが、廃棄物処理場での処理等を支援し滞留量が減少
使用できなくなったほだ木等の処理も必要

(4) 損害の賠償

- 林業関係では、避難指示等に伴う事業への支障や原木しいたけの減収等に関する損害賠償が実施
2014年9月から避難指示区域内の山林の土地及び立木に係る財物賠償が請求受付され、2015年3月からは避難指示区域外の福島県内の立木についても財物賠償が請求受付

持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) は、2015 年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(2030 アジェンダ) に含まれるもので、持続可能な世界を実現するための 17 の目標・169 のターゲットから構成されています。

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		各国内及び各国間の不平等を是正する
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する		包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		持続可能な生産消費形態を確保する
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	(外務省 仮訳)	

林野庁

林野庁について	お知らせ	政策について	申請・お問い合わせ	国有林野情報
---------	------	--------	-----------	--------

[ホーム](#) > 「森林・林業白書」企業向けアンケート

「森林・林業白書」企業向けアンケート

令和元年度「森林・林業白書」では、特集テーマをSDGsとし、様々な森林・木材利用に関わる取組を紹介し、さらに取組を広げたいと考えています。

そのため、林野庁では、森林・木材利用に関わる取組について、企業向けのアンケートを実施いたします。

アンケート実施期間：11月20日（水曜日）～12月18日（水曜日）

次のアンケートにご入力の上、「送信確認」ボタンを押してください。

いただいた情報は、取りまとめた形で公表することとし、事前の確認をしない場合以外は、企業名が分かる形では公開いたしません。

その他、農林水産省のプライバシーポリシーについては、「[プライバシーポリシー](#)」をご覧ください。

このページで入力された情報は、SSLと呼ばれる暗号化通信技術により保護されています。

入力に際しては、半角カタカナ、丸囲みの数字、ローマ数字、全角1文字になっている単位・記号などの[機種依存文字](#)（[別ウィンドウで開きます](#)）はお使いいただけません。

設問1. 御社の従業員数はどれくらいですか。（HD形態の場合はHD全体でご回答ください。）
設問2. 御社の業種（主たる事業内容）は何ですか。
└─設問2で「その他」を選んだ方は、その内容を記載してください。
設問3. 担当者から見て、SDG s に関する従業員の認知度はいかがですか。
☐ SDG s を認識していない ☐ 意味は知らないが聞いたことはある ☐ 意味は知っているが、戦略には取り込めていない ☐ SDG s は経営戦略等に組み込まれているが、従業員は良く知らない ☐ SDG s は経営戦略等に組み込まれ、従業員も良く知っている ☐ その他
└─設問3で「その他」を選んだ方は、その内容を記載してください。
設問4. 森林・林業・木材（地域材）利用分野に関わる活動を実施していますか。
設問4で「3. 予定なし」を選んだ方は設問10から答えてください。「1. 現在実施」または「2. 実施予定」を選んだ方は、続きからお答えください（なお、設問10以外を答えてください。）。
設問5. 森林・林業・木材（地域材）利用分野に関わる活動の内容をお答えください。（複数回答可）
└─森林整備、啓発
☐ 1. 森林の整備・保全 ☐ 2. 自社敷地の緑化 ☐ 3. 林業分野への技術提案・販売 ☐ 4. 子供・地域住民・市民向けイベント ☐ 5. 森林に関わるNPO等への支援・寄付
└─森林空間利用

- ☐ 6.森林を活用した従業員研修
- ☐ 7.森林を活用した従業員健康づくり
- ☐ 8.従業員主体の森林づくり活動への支援

└─木材利用

- ☐ 9.木造・木質化建築技術の開発
- ☐ 10.事務所・店舗等の木造・木質化
- ☐ 11.認証材・地域材製品の開発・販売
- ☐ 12.認証材・地域材商品の購入
- ☐ 13.木育など木材利用の普及・啓発

└─その他（以下欄にその内容をご記載ください。）

設問6. 活動開始時期はいつですか。最初に行った活動でお答えください。

└─設問6で「その他」を選んだ方は、その内容を記載してください。

設問7. 活動を実施する主な目的は何ですか。（複数回答可）

- ☐ 1.新規顧客開拓
- ☐ 2.事業領域の拡大
- ☐ 3.消費者・投資家への訴求
- ☐ 4.原材料の安定調達
- ☐ 5.従業員の確保・育成・福利厚生
- ☐ 6.地域との交流
- ☐ 7.事業活動による環境負荷の低減
- ☐ 8.社会貢献
- ☐ 9.木材販売
- ☐ 10.その他

└─設問7で「その他」を選んだ方は、その内容を記載してください。

設問8. 活動から得られた効果はありますか。（複数回答可）

- ☐ 1.新規顧客開拓
- ☐ 2.事業領域の拡大
- ☐ 3.売上向上
- ☐ 4.原材料の安定調達
- ☐ 5.従業員の確保・育成・福利厚生
- ☐ 6.地域との交流
- ☐ 7.事業活動が与える環境負荷の低減
- ☐ 8.社会貢献
- ☐ 9.その他

└─設問8で「その他」を選んだ方は、その内容を記載してください。

設問9. 活動に際し、苦労している（苦労した）ことは何ですか。（複数回答可）

- ☐ 1.活動場所の確保
- ☐ 2.森林・林業の協力者確保
- ☐ 3.木材調達
- ☐ 4.予算確保
- ☐ 5.社内での説明・理解
- ☐ 6.（社外の）参加者集め・広報
- ☐ 7.特になし
- ☐ 8.その他

―設問9で「その他」を選んだ方は、その内容を記載してください。
設問10. 設問4で「3.予定なし」を選んだ方におたずねします。活動をしていない理由は何ですか。（複数回答可） ☐ 1.関心がない ☐ 2.利益に繋がらない ☐ 3.社会的意義が分らない ☐ 4.活動するきっかけがない ☐ 5.活動するための場所がない ☐ 6.その他
―設問10で「その他」を選んだ方は、その内容を記載してください。
設問11. 森林に関わる取組を広げるための条件整備として何が必要と考えられますか。 ☐ 1.森林に関わる際の相談窓口 ☐ 2.森林に関わる企業側のメリットについての情報 ☐ 3.新規事業を開拓するための林業・木材産業の状況についての情報 ☐ 4.企業との連携に積極的な森林組合・林業事業者等の紹介 ☐ 5.国産材を販売する企業・森林組合・市場等の情報 ☐ 6.その他
―設問11で「その他」を選んだ方は、その内容を記載してください。
設問12. そのほか、自社の取組のPRや効果、森林・林業・木材利用に関しての御意見などあればご記載ください。ウェブページや報告書などの紹介も歓迎です。 特に取組については、「森林・林業白書」に取り上げる場合がありますので、是非記載お願いします。会社名を入れて記載する場合は、事前にご連絡差し上げます。 （2000文字以内で入力してください。）
最後に、アンケートをお答えいただいた方の情報を教えてください（公表は行いません）。
企業名・所属
役職
氏名
電話番号
メールアドレス
―以下の団体に所属している場合は、チェックをお願いします。（複数回答可） ☐ 日本経済団体連合会 ☐ 経済同友会 ☐ 商工会議所
送信確認 リセット

◇森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）

（森林及び林業の動向に関する年次報告等）

第十条 政府は、毎年、国会に、森林及び林業の動向並びに政府が森林及び林業に関して講じた施策に関する報告をしなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る森林及び林業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、林政審議会の意見を聴かなければならない。

令和元年度森林・林業白書のスケジュール（案）

令和元年 9 月 5 日 第 1 回施策部会
・ 作成方針（案）の検討

12 月 2 日 第 3 回施策部会
・ 令和元年度森林及び林業の動向
（構成（案）、主要記述事項（案））

令和 2 年 3 月 第 4 回施策部会
・ 令和元年度森林及び林業の動向（原案）
・ 令和 2 年度森林及び林業施策（原案）

4 月 林政審議会
・ 令和元年度森林及び林業の動向（案）
・ 令和 2 年度森林及び林業施策（案）
（諮問・答申）

5 月下旬～ 6 月上旬 閣議決定・国会提出・公表